

第1章

計画の趣旨等

第1章 計画の趣旨等

1 計画の趣旨

大分県では、平成17年に「大分県県民福祉計画」、平成27年に「大分県地域福祉基本計画」を作成し、広域的な見地から地域福祉の取組を進めるとともに、市町村における地域福祉の取組を支援してきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化等により、家族や地域の支え合い機能が低下している中で、支援を要するひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、子育て世帯等が増加していることから、これまで以上に、地域住民同士が、ともに支え合う体制づくりが求められています。

併せて、児童虐待やひきこもり等とともに、いわゆる「ダブルケア」や「8050問題」など、抱える課題も複雑化・複合化し、縦割りの支援制度では対応困難な事例も増加していることから、そうした課題を抱える方を包括的に支援する体制の整備も進めていかなければなりません。

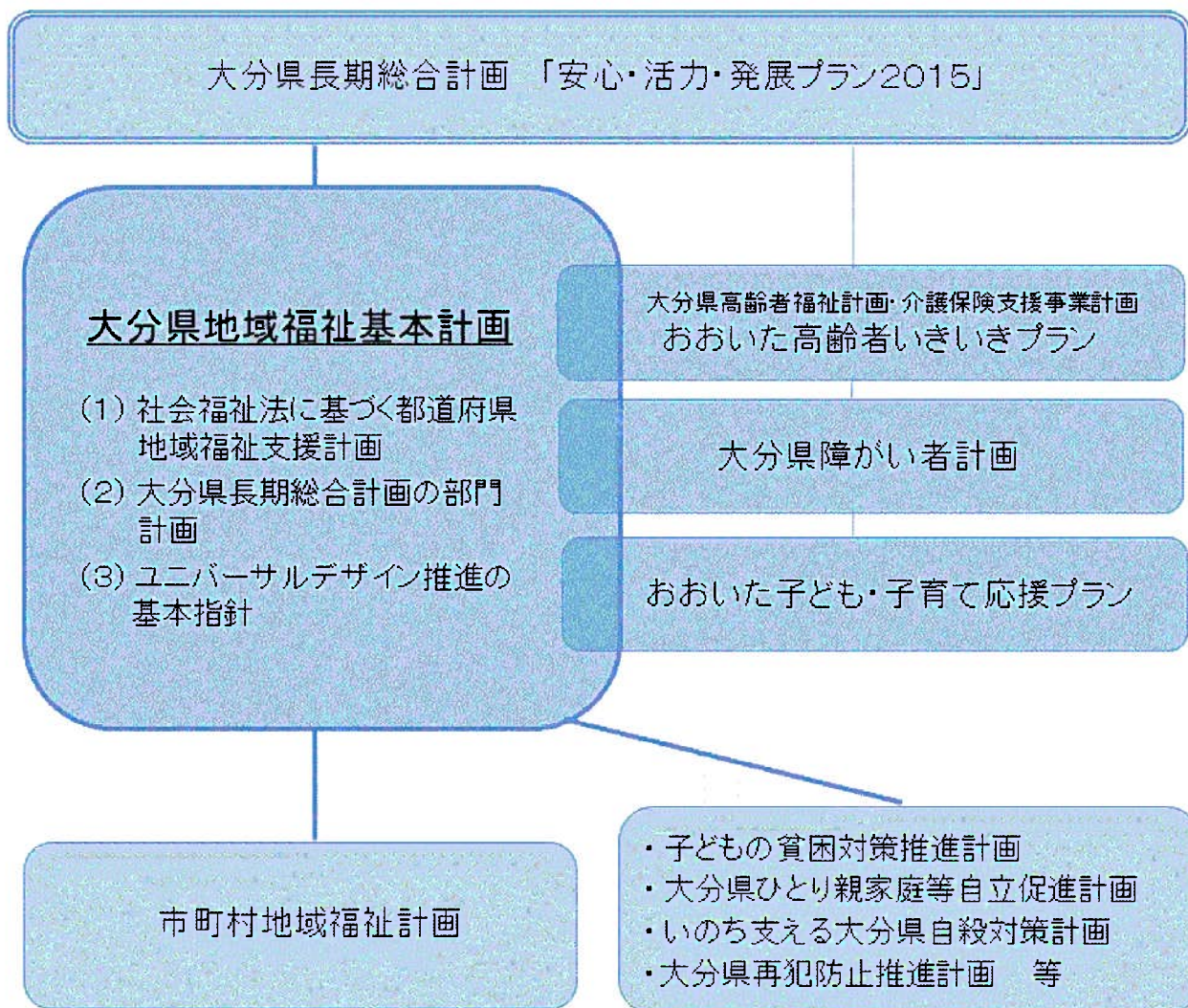
また、こうした地域福祉の施策については、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、「誰一人として取り残さない」を誓うSDGs(注1)の観点を踏まえて取組を進めていく必要があります。

今回新たに策定する計画は、こうした社会情勢の変化を踏まえ、支え合い機能の強化や包括的支援体制の整備などの取組を進め、だれもが安心して暮らせる地域づくりに向けた施策展開を図るものです。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、広域的な見地から市町村の地域福祉を推進するための社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」、大分県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」における地域福祉部門の計画、及び「ユニバーサルデザイン思想」の普及を進めていくうえでの基本指針として位置づけるものです。
- (2) 福祉における分野ごとの計画である「おおいた高齢者いきいきプラン」や「大分県障がい者計画」、「おおいた子ども・子育て応援プラン」などの関係においては、各分野の施策を推進するにあたって、各分野で共通して取り組む事項について、本計画で考え方を示すものです。

(注1) SDGs:2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。(Sustainable Development Goalsの略)



3 計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年を計画期間としています。

4 計画の進行管理

計画の推進にあたり、県、市町村、関係機関等が連携して取り組むとともに、目標指標の進捗状況について、毎年度、検証することとします。

また、計画の期間中であっても、必要に応じて、社会福祉審議会等で意見を聴いたうえで計画の見直しを行うものとします。